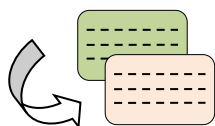


社会保険に加入された方へ



国民健康保険脱退の お手続きをお願いします

職場の健康保険に加入した・家族の健康保険の被扶養者になったなど、社会保険に加入された方へお知らせします。これまで加入されていた国民健康保険をやめる（脱退する）お手続きをご自身でしていただきますようお願いいたします。

お手続きは「清瀬市国民健康保険届出書」にご記入の上、下記の書類とあわせて提出してください。※届出書は清瀬市ホームページからもダウンロードできます。



お手続きの方法

- 1 清瀬市国民健康保険届出書に記入
- 2 社会保険証のコピー（人数分）を用意
- 3 国民健康保険証原本（人数分）を用意
- 4 世帯主と脱退される方のマイナンバーと本人確認書類のコピーを用意

太枠内を記入



上記の1～4を封筒に入れて郵送するか、市役所へお持ちください

※郵送の場合、簡易書留を推奨します。

**届け出を
しないと...**



保険税納付の義務がなくなります。

国民健康保険から脱退できていないため、いつまでも加入しているものとして課税され続けます。

それでも届け出をしないでいると...

納期限をすぎると、督促が行なわれ、さらに催告書がご自宅に届くなど滞納措置を受ける場合があります。

国民健康保険証を提示して受診してしまった...

社会保険に加入した後も国民健康保険証を提示して受診した場合は、清瀬市が負担した医療費をお返しいただきます。（その後、ご加入の社会保険に請求することは可能です。）



**国民健康保険証を
使ってしまうと...**

■ 問い合わせ先 ■

清瀬市生涯健康部保険年金課国保係 （代表）042-492-5111 （直通）042-497-2047